

# 多久市立東原彦舎東部校の運動部活動に係る活動方針

## 1 策定の趣旨

「多久市立東原彦舎東部校の運動部活動に係る活動方針」（以下「活動方針」）は、国の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）及び佐賀県運動部活動の在り方に関する方針」をもとに、運動部活動の活動時間及び休養日の設定、その他適切な運動部活動の取組に関する事柄を示すことで、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するとともに、運動部活動が地域、学校、競技種目に応じて多様な形で最適に実施されることを目指すものである。なお、文化部活動については、その活動の適性を踏まえつつ、本方針に準じた取り扱いをする。

## 2 活動方針

### (1) 学校教育の一環としての運動部活動

現行の学習指導要領では、運動部活動について、学校教育の中で果たす意義や役割を踏まえ「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する」ことが明確に示されている。このことから運動部活動は教育課程との関連を図りつつ、効率的・効果的な取組をしていくものとする。

- ① 運動部活動は、生徒の多様な学びの場として大きな意義を有するものであることから、学校の教育目標及び経営方針に基づき、計画的に実施する。
- ② 運動部活動は、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な運営を図っていく。
- ③ P T A総会やHP等を利用して、活動方針について広く発信し、理解を求める。

### (2) 適切な運営のための体制整備

#### ① 運動部活動の方針策定等

- ア 校長は、多久市教育委員会が示す「多久市立義務教育学校に係る運動部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定する。
- イ 校長は、「学校の運動部活動に係る活動方針」及び各運動部活動の「年間の活動計画」を公表する。
- ウ 運動部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長へ提出する。
- エ 校長は、学校自己評価及び保護者のアンケートの項目に、「部活動」に関する内容を追加し、評価を基にした業務改善に努める。

#### ② 運動部活動の指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、指導内容の充実や生徒の安全・安心の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう多久市教育委員会と連携し、必要に応じて部活動指導員を活用するよう努める。
- イ 校長は、部活動指導員等の協力を得る場合には、学校全体及び各部の「目標や方針」、「活動計画」、「具体的な指導内容や方法」、「生徒の状況」、「事故対応」等について、学校、顧

問の教員及び部活動指導員等との間で十分な連絡調整を行い、情報の共有と共通理解を図る。

ウ 多久市教育委員会は、部活動指導員の指導が適切に行われるよう、適切な指導の方法、事故やハラスメントの防止、その他必要な内容について、研修の機会を設ける。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

### (3) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- ① 運動部顧問は、教育課程の関連を図る上においても、生徒が自ら考え、計画していく（ボトムアップ理論）に基づく指導方法等を実践し、生徒自らが自分の目標や課題を設定し、その達成、解決に向けて必要な内容や方法を考えたり、調べたりして、実践につなげられるよう運動部活動に主体的に取り組む力を育成する。
- ② 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、スポーツ庁が作成した国のガイドラインに則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

なお、夏季の運動部活動における高温や多湿時の活動では、熱中症事故防止の観点から適切な対応を徹底するとともに、気象庁の高温注意情報が発せられた場合には屋外の活動を原則として行わない等の対策を講じる。

- ③ 運動部顧問は、生徒の心身のバランスのとれた成長を図る観点から、各競技の特性を踏まえた科学的なトレーニング方法を積極的に導入し、生徒の発達段階に応じた適切な休養を取りながら、短時間で効果が得られる活動を実施する。その際、中央競技団体等が示す指導手引き等を活用し、合理的で効果的な活動とする。校長は顧問に対し、運動部活動に係る研修を積極的にす称するとともに、研修への配慮を行う。
- ④ 校長は、運動部活動が勝利至上主義の意識・価値観による行き過ぎたものとならないよう配慮する。その際、目先の勝敗にとらわれて長時間の練習を行うことが生徒のためにならないことを理解し、スポーツ障害やバーンアウトを防ぐことなどについて保護者にも理解と協力を得るよう努める。
- ⑤ 校長は、各運動部活動部員にインフルエンザ等の感染症が発生した場合、その流行の防止に努めるとともに、インフルエンザ様疾患発生時の学級閉鎖の基準に準じて、活動の制限、中止等の措置をとる。

### (4) 適切な休養日等の設定

- ① 運動部活動における休養日及び活動については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期のスポーツ活動に関する研究も踏まえ以下の基準とする。

ア 学期中の休養日（週当たり2日以上又は月8日以上）

- ・ 統一：毎月第3日曜日を「県下一斉部活動休養日」とする。
- ・ 平日：少なくとも1日を休養日とする。

- ・ 週休日：土曜日、日曜日の少なくとも1日以上を休養日とする。
- ・ その他：大会等により、週休日に活動する必要がある場合は休養日を平日に振替える。

イ 長期休業等の休養日

- ・ 学期中に準じた扱いを行う。ただし、長期休業の趣旨に鑑み、生徒が家族・地域で過ごす時間等の確保に配慮し、生徒にとって無理のない適切な計画を立て、ある程度の長期休養期間を設ける。

ウ 活動時間

- ・ 平日：長くとも2時間程度
- ・ 休業日：長くとも3時間程度（学期中の週末含む）

② 平日の完全下校時刻は、下記の通りとする。

4月	18:30	9月前	18:15	11月	17:15	3月	18:15
5月	18:40	9月後	18:05	12月	17:15	※10月の前半は、 新人大会までとする。	
6月	18:50	10月前	17:55	1月	17:30		
7月	19:00	10月後	17:45	2月	17:45		

- ③ 長期休業中における休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。
- ④ 朝の活動は、行わない。
- ⑤ 定期試験等の実施の2日前から試験終了までを休養日として設定する。
- ⑥ 学校休校日となる下記の日または期間を、休養日または休養期間とする。
- ・ 8月13日～8月15日
  - ・ 12月29日～1月3日
- ※この間に大会等が実施される場合は、校長に届け出を行うこと。

**(5) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備**

① 生徒の多様なニーズを踏まえた運動部活動の設置

高い資質・能力を有し、質の高い活動が必要とされる生徒に対しては、各種団体等の外部の協力を得るなどして、組織として育成体制を整える。

② 地域との連携

校長は、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境の整備を推進する。

### ③ 部活動指導員や外部指導者等との協働体制の構築

	部活動指導員	外部指導者
位置付け	学校の職員 (部活動顧問と同じ位置)	地域のボランティア (顧問のいるところで指導するコーチ)
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部活動の運営及び指導</li> <li>・大会における生徒の引率</li> <li>・練習計画の作成</li> <li>・会計などの事務</li> <li>・保護者への連絡 他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・練習や大会での指導</li> </ul>
法的根拠	・学校教育法施行規則第 78 条の 2	・特になし

### (6) 学校単位で参加する大会等の見直し

校長は、生徒に与える教育的意義、生徒及び運動部顧問の負担等を考慮し、参加する大会・試合等を精査する。

- ① 土曜日、日曜日のいずれかに休養日が設定できるよう、原則として大会等への参加が連続週にわたることがないように考慮する。
- ② 県大会規模の大会については年 4 回程度の参加を目安とする。

### (7) 事故への対応

- ① 校長及び運動部顧問は、事故が発生した場合は、生徒の安全を最優先させるとともに、事故の事実関係を正しく把握し、保護者へ丁寧に状況を伝える。また、事故や負傷の発生時に、当該生徒の救護や応急措置を優先して行うことができるよう、救急体制を整備しておく。
- ② 自然災害への対応  
学校での活動中は、学校の対応マニュアルに則って対応する。なお、大会においては、大会規定によるものとする。
- ③ 運動部活動中の生徒の事故・傷病については、本校で対応する。また、部活動顧問の事故・傷病への対応については、校長が行う。部活動指導員については、校長及び市教育委員会が行う。
- ④ 保険について  
運動部活動中の生徒の災害（負傷、疾病、傷害等）については、「学校管理下」に該当するため、日本スポーツ振興センターによる災害共済給付制度が適用される。しかし、日本スポーツ振興センターによる災害共済給付制度以外の保険加入について、個人または部活動単位で責任保険等に加入することを推奨する。

### (8) 文化部活動について

文化部活動においては、文化部活動の特性を踏まえつつ、本活動方針に準じた取扱いをする。

### (9) その他

活動方針は、国や県、市などの動きを注視し、必要に応じて見直しを図る。